

「マルチステークホルダー方針」

当金庫は、企業経営において、地域社会、会員、お客さま、従業員、取引先をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、地域経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当金庫は、従業員を金庫の経営基盤を支える、きわめて重要な「財産＝人財」であると捉え、多様な人財の個性や価値観をお互いに理解し尊重し合うことで、個々人の能力を最大限に発揮し、新しい価値を創出する信用金庫を目指しています。これらを実現するため、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自金庫の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引き上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、「このまちの未来をともにつくる」という経営理念のもと、賃金の引き上げについて、新人事制度に基づく昇格、昇給に取り組むとともに、教育訓練等について金庫内大学の設置・本業支援トレーニー制度等の各種教育研修の実施、中小企業診断士・社会保険労務士・CFP等の資格取得支援、取引先や地域活動現場との人財交流を通じて、従業員の働き甲斐の向上につながる人材投資に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/74074-11-00-kanagawa.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当金庫は、「お客さまや地域と一緒に、お客さまや地域の未来をつくっていくこと」を使命として、今後も地域社会の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和6年10月1日

横浜信用金庫 理事長 春日 隆